令和5年度 広島国道事務所 路上工事抑制力レンダー

G 7 広島サミット開催期間における占用工事の工事抑制について

令和5年3月29日時点

G 7広島サミットの安全かつ円滑な開催実現に向け開催期間の前後1日を加えた5日間において、広島県警による大規模な交通規制が実施される予定である。このため、広島サミット県民会議及び広島県警からの要請及び広島サミットに係る道路管理者等連絡協議会の合意に基づき、下記のとおり占用工事の工事抑制を実施します。

※G7広島サミット開催期間における国土交通省直轄工事の工事抑制については、別途公表します。

1. 対象範囲

広島県内、岩国市内及び、玖珂郡和木町内

2. 対象工事

「占用工事」ただし、緊急工事は除く。

※「国土交通省直轄工事」は別途公表。

3. 工事抑制の期間

令和5年5月18日(木)から令和5年5月22日(月)の5日間。 ただし、路面の掘削を伴う工事は、令和5年5月13日(土)から令和5年5月22日(月)の10日間。

4. 工事抑制の内容

工事抑制の期間中は、工事に伴う交通規制は原則として解除すること。 道路上の資機材は全て撤去すること。

5. その他

路面の掘削を実施中の工事は、令和5年5月12日(金)までにアスファルトにより復旧すること。

]:G7広島サミット開催期間における路上工事抑制期間 (路面の掘削を伴う工事)

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			